

実務対応報告公開草案第60号
「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い（案）」
へのコメント

2020年11月10日
経団連 経済基盤本部

質問2（事前交付型の会計処理に関する質問）

本公開草案の事前交付型の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載下さい。

（コメント）

四半期会計期間においては、第5項から第8項までの会計処理により計上される損益に対応する金額はその他資本剰余金の又は減額として処理する（10項）とされており、この会計処理には同意するが、その理由が明らかではないため、結論の背景第41項で明確にすべきである。

質問7（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

（コメント）

いわゆる信託型の株式報酬については実務対応報告第30号が既に開発され、これを参考に会計処理を行う実務慣行が定着しているところである。こうした状況を踏まえ、信託型の株式報酬については、「適用範囲に含まれない取引」の一例として概括的に言及するにとどめるのではなく、現物出資構成¹と同様に、本実務対応報告の適用対象外であることを明記し、導入会社の実務に影響を生じさせないように配慮して欲しい。

以上

¹ 公開草案第25項「現状、いわゆる現物出資構成による取引については、会計処理に関する定めはなく、様々な実務が行われているものと考えられる。この点、本実務対応報告は、当該取引には適用されず、また、その適用範囲に含まれない取引に関して、これまでの実務で行われている会計処理及び開示に影響を与えることを意図したものではない。」